

## 平成22年度 入札制度の改善について

平成22年4月1日から、建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽管理委託等を含む。）の入札制度について、下記のとおり改善します。

- 1 平成22.23年度の格付については、5業種の格付とします。
- 2 最低制限価格の算定を、平成21年4月改正の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの算定方法とします。
- 3 工事内訳書を提出していただく対象範囲を拡大します。
- 4 入札契約情報等の公表範囲を拡大します。

1 平成22.23年度の格付
----------------

これまで、市主要業種土木一式A・B・C・D・Eの5等級、建築一式A・B・C・D・Eの5等級、ほ装A・B・Cの3等級とし、その他工事については土木一式もしくは建築一式に準じて、その他業種についても格付を行ってきました。

平成22年度の格付からは、主要3業種土木一式・建築一式A・B・C・D・Eの5等級、ほ装A・B・Cの3等級、その他工事については、とび・土工・コンクリートA・B・C・D・Eの5等級、管A・B・C・D・Eの5等級とし、それ以外についての格付は行わないものとします。

## 2 最低制限価格算定方法の変更

建設工事等の最低制限価格の算定方法については、平成21年4月1日から「平成20年6月改正の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の算定方法」を採用していましたが、この4月1日からの建設工事の最低制限価格の算定方法を「平成21年4月改正の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の算定方法」に変更し、下記のとおりとします。

### 最低制限価格の見直し

現行 (21.4.1 ~)	
<b>【範囲】</b>	
予定価格の 2 / 3 ~ 8.5 / 10	
<b>【算定方法】</b>	
直接工事費 × 95 %	} 合計額 × 1.05
共通仮設費 × 90 %	
現場管理費 × 60 %	
一般管理費 × 30 %	

改正後 (22.4.1 ~)	
<b>【範囲】</b>	
予定価格の 7 / 10 ~ 9 / 10	
<b>【算定方法】</b>	
直接工事費 × 95 %	} 合計額 × 1.05
共通仮設費 × 90 %	
現場管理費 × 70 %	
一般管理費 × 30 %	

- ※① 工事以外の業務（建設コンサルタント業務、建築設計業務、測量業務、地質調査業務）については、変更はありません。【現行とおり】
- ※② 植栽等維持管理業務については、現行予定価格の3分の2としていましたが、建設工事の最低制限価格の算定方法の見直しに伴い、予定価格の10分の7に改めます。

### 3 工事内訳書の提出

適正な積算に基づかない入札を排除するため、入札時での工事内訳書の提出していただく対象範囲を拡大します。

【 現 行 】 予定価格 3, 0 0 0 万円以上の建設工事

【改正後】 土木一式工事 予定価格 1, 5 0 0 万円以上の建設工事  
建築一式工事 予定価格 2, 0 0 0 万円以上の建設工事  
その他工事 予定価格 3, 0 0 0 万円以上の建設工事

### 4 入札契約情報等の公表範囲の拡大

入札及び契約の I T 化の推進等に関し、設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する回答書など）の公表を、下記の範囲において市のホームページに公表します。

【公表範囲】 土木一式工事 予定価格 1, 5 0 0 万円以上の建設工事  
建築一式工事 予定価格 2, 0 0 0 万円以上の建設工事  
その他工事 予定価格 3, 0 0 0 万円以上の建設工事